

仕 様 書

- 1 件 名
赤坂・青山子ども共育事業運営支援業務委託
- 2 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 履行場所
港区指定場所（港区立小中学校他）

4 目 的

赤坂地区総合支所では、地域の住民、団体、企業等が、主体的に地域の子ども向け事業に取り組む仕組みづくりを目指し、地域で活躍する人材等を発掘・蓄積するとともに、赤坂地区管内の音楽、ファッション、美術、スポーツ等に関連する地域資源を活用した赤坂・青山地域在住・在学の小学生向け、中学生向けの講座、及び親子で参加できる講座を企画、提供する赤坂・青山子ども共育事業を実施する。

講座の内容は、「驚き・感動・気づき」の機会となるものとし、「自ら考え、行動する」へ導くものとする。それにより、講座等の参加だけにとどまらず、子どもたちの社会参加意識を高め、地域への愛着醸成を図り、赤坂・青山地域の活性化を行う。また、親子で一緒に参加できる講座を積極的に実施することで、多世代交流の機会を創出する。

さらに、地域の子ども向け事業に関わる団体等のサポートやネットワークの構築を支援するなど、情報共有を促進し、子どもを地域ぐるみで見守り、育てる環境を整備することを目的とする。

5 業務内容

発注者が実施する本件業務に対して、専門的な立場から支援を行う。

(1) 講座の企画・運営

① 文化・芸術関連の講座の企画・運営（年6講座）

地域の企業、団体、地域で知恵や特技を伝承している住民等との協働により、地域の人材・資源を活用した小学生向け講座、中学生向け講座等を企画・運営する。講座の内容としては、「驚き・感動・気づき」から「自ら考え、行動する」の機会となるものとし、職業体験、国際交流、自然体験、科学技術体験、日本文化・芸術体験、赤坂地区における伝統文化・芸能など、参加した小学生、中学生等が、将来の夢を考えるきっかけとなる講座とする。一方で、親子で参加できる講座についても積極的に実施することで、多世代交流の契機となるようにする。

ア 講座の回数は年6回とし、原則として1回の内容で1講座が約90分で完結するものとする。ただし、オンライン形式による講座も想定する。

イ 講座等の対象者は、原則として赤坂・青山地域の在住・在学者とその保護者とする。

ウ 講座等の運営費のうち、教材費（成果物作成に係る材料費等）は、原則としてあらかじめ受注者が委託料の中から支払い、同額を参加者から講座実施日に発注者が徴収

する。

エ 講座等を企画する際は、必要に応じて地域の子ども関係団体等の活動及びイベント等との調整を図るとともに、意見要望等を取り入れること。

オ 参加者募集

募集案内を作成し、区立小学校・中学校及び発注者が指定する区有施設等（20 か所程度）に配付すること。なお、募集案内兼参加申込書の仕様は、以下又はそれと同等のものとする。

（参考）配信方法に要望により、紙媒体を使用する場合は1回のイベントにつきA4サイズ/表面4C裏面1C/コート紙/1,200~2,000部（講座の対象学年に応じて発注者と協議の上、部数を決定する。）とし、電子媒体（PDFデータ）を使用するときは、1回のイベントにつきA4サイズ2ページとすること。

カ 申込受付

発注者とあらかじめ協議した方法で（メール、FAX、電話、共育情報局ホームページの申込フォームのいずれかの方法）申込受付を行うこと。申込に必要な事項が記入されていることを確認した上で、申込みを受け付けること。抽選となった場合は、事前に発注者と協議した方法にて抽選を行い、申込者へ当選・落選の通知を行うこと。なお、申込者の個人情報については、適切に取り扱い、事故等を未然に防ぐこと。

キ 問合せ対応業務

連絡先と電話番号等を開示し、参加希望者や参加者からの問合せに随時対応すること。具体的な対応時間は講座に応じて発注者と協議すること。

ク 講座準備・片付け

事前に会場の施設管理者と鍵の開錠等について調整した上で会場に入り、イベント開始時刻の30分前までに参加者の受入れ準備を行うこと。また、イベント終了30分後までに後片付けを行うとともに、参加者全員が退場したことを確認すること。

ケ 当日参加者受付

事前に申込みをし、参加が決まった方に対して、受付簿を用意し参加を受け付けること。また、イベント当日の申込みは、可能な限り対応するとともに、見学希望者にもイベント運営に支障がない範囲で行うこと。参加者には、事前に会場やトイレ等を案内し、無断で立ち入り禁止内に立ち入らないよう周知すること。また、イベント開始後15分経過した時点で、不審者等の入場を防ぐために入口の扉を閉じるとともに、受付簿を回収すること。

コ オリエンテーション

講座を開始するにあたり、当初に参加者に対して指導内容概要や注意事項等を説明すること。

サ 用具等の準備

業務の履行に当たって必要な用品、事務用品及び消耗品等は受注者が用意し、その経費を負担するものとする。

シ 傷害保険加入

参加者の傷害保険は受注者において加入すること。なお、加入する傷害保険の補償内容については、事前に発注者と協議するものとする。

② スポーツ講座の企画・運営（年2講座）

赤坂地区には、明治神宮野球場や国立競技場が近くに立地し、スポーツ関連の資源が

豊富な地域である。この地域特性をいかして子どもたちがアスリートと直接触れ合い、指導を受けることでスポーツの楽しさを体験するきっかけを創出する。併せて、スポーツを通じて身体能力を高めるだけでなく、礼儀・挨拶などの社会性、マナーやフェアプレーの精神、コミュニケーション能力を育む講座とする。

講座で実施するスポーツについては、地域の企業や団体、場所とゆかりのあるものを基本とする。

ア 講座の回数は、年2回とする。

イ 講座の対象者は、原則として赤坂・青山地域の在住・在学者とその保護者とする。

ウ 講座を企画する際は、必要に応じて地域の子ども関係団体等の活動及びイベント等との調整を図るとともに、意見要望を取り入れること。

エ 参加者募集

募集案内を作成し、区立小学校・中学校及び発注者が指定する区有施設等（20か所程度）に配信等を行うこと。なお、募集案内兼参加申込書の仕様は、以下又はそれと同等のものとする。

（参考）配信方法に要望により、紙媒体を使用する場合は1回のイベント

につきA4サイズ/表面4C裏面1C/コート紙/1,200～2,000部（講座の対象学年に応じて発注者と協議の上、部数を決定する。）とし、電子媒体（PDFデータ）を使用するときは、1回のイベントにつきA4サイズ2ページとすること。

オ 申込受付

発注者とあらかじめ協議した方法（メール、FAX、電話、共育情報局ホームページの申込フォームのいずれかの方法）で申込受付を行うこと。申込に必要な事項が記入されていることを確認した上で、申込みを受け付けること。抽選となった場合は、事前に発注者と協議した方法にて抽選を行い、申込者へ当選・落選の通知を行うこと。なお、申込者の個人情報については、適切に取り扱い、事故等を未然に防ぐこと。

カ 問合せ対応業務

連絡先と電話番号等を開示し、参加希望者や参加者からの問合せに随時対応すること。具体的な対応時間は講座に応じて発注者と協議すること。

キ イベント準備・片付け

事前に会場の施設管理者と鍵の開錠等について調整した上で会場に入り、イベント開始時刻の30分前までに参加者の受入れ準備を行うこと。また、イベント終了30分後までに後片付けを行うとともに、参加者全員が退場したことを確認すること。

ク 当日参加者受付

事前に申込みをし、参加が決まった方に対して、受付簿を用意し参加を受け付けること。また、イベント当日の申込みは、可能な限り対応するとともに、見学希望者にもイベント運営に支障がない範囲で行うこと。参加者には、事前に会場やトイレ等を案内し、無断で立ち入り禁止内に立ち入らないよう周知すること。また、イベント開始後15分経過した時点で、不審者等の入場を防ぐために入口の扉を閉じるとともに、受付簿を回収すること。

ケ オリエンテーション

スポーツ指導を開始するにあたり、当初に参加者に対して指導内容概要や注意事項等を説明すること。

コ スポーツ指導

参加者に対して、本事業の目的をアスリートから直接参加者へメッセージとして伝え、スポーツを通じて身体能力を高めるだけでなく、礼儀・挨拶などの社会性、マナーやフェアプレーの精神、コミュニケーション能力を育む講座とする。

実技指導を行うにあたり、ルール等を説明するとともに、実技指導の具体的内容や安全な指導に必要な注意事項などを説明すること。

指導者には、現役時代にプロ選手として活躍していた人、オリンピック・パラリンピック競技大会に参加経験のある人、各種目別全日本大会や世界大会に出場した人、実業団チーム、指導に精通したアシスタント等、イベント内容や規模に合わせて発注者と協議の上配置すること。参加者の体力や理解度等に応じた指導、実演をするとともに、参加者が楽しめるよう指導内容やゲーム時のチーム分けなどを工夫すること。

サ 用具等の準備

業務の履行に当たって必要な用品、事務用品及び消耗品等は受注者が用意し、その経費を負担するものとする。

シ 傷害保険加入

参加者の傷害保険は受注者において加入すること。なお、加入する傷害保険の補償内容については、事前に発注者と協議するものとする。

(2) 赤坂・青山共育情報局の運営（通年）

地域の子ども向け事業に関わる団体情報の共有化やサポート、区民への情報発信を行う「赤坂・青山共育情報局」を運営する。発注者と協議のうえ、「赤坂・青山共育情報局登録団体連絡会」を開催し、参加団体間のネットワークを強化し、子ども向け事業の情報交換など参加団体との調整を行う。

ア ホームページ・SNS等を活用した共育事業の周知

区民にわかりやすく講座等の楽しさを伝え、赤坂・青山地域の企業・団体等に本件事業を賛同いただくよう、ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用して、本件事業の魅力を随時発信する。

イ 地域の子ども向け事業に関する人材紹介・相談等

ウ 地域の子ども向け事業に携わる人材、企業を発掘、育成

エ オンライン対応

「赤坂・青山共育情報局登録団体連絡会」や当該事業に関連した会議等を開催する場合はオンラインを効果的に活用すること。

(3) 地域の祭事等への参加

地域の祭事等に、赤坂・青山共育情報局登録団体が出演団体として参加し、子ども向けブースの出展やステージでの発表等を行う。事前に発注者と協議した上で、必要に応じて調整・準備等を行う。

(4) 業務報告書の作成

ア 各講座終了後、2週間以内に実施講座の報告書を3部作成すること。

イ 本業務委託に係る年間報告書（経費明細書含む）を作成し、提出すること。なお、提出部数は紙媒体で11部とし、電子媒体（PDFデータ）の報告書と併せて提出する。

提出期限：令和7年3月31日

6 支払方法

すべての履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

7 業務内容の疑義

受注者は、本仕様書に明記されていない事項及び業務内容に疑義が生じたときは、速やかに発注者と協議し、指示を受けなければならない。

8 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、個人情報について、別添個人情報保護等取扱いに関する特記事項を遵守すること。
- (7) 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守すること。また、受注者は、発注者が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に協力すること。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する。
- (8) 本業務では、業務専用のパソコンを使用し、私有パソコンは使用しないこと。
- (9) 受注者が講座を運営する上で利用するパソコンには、最新のウィルス検知ソフト及びファイアーウォールを導入すること。また、ウィニー等のファイル交換ソフトの導入は禁止する。
- (10) 受注者が保有する区民等の個人情報に関わる帳票類又は電子データは、当該年度の事業が終了したときは、発注者と協議の上、発注者に返還するか又はデータを消去すること。
- (11) ホームページ及び報告書等に掲載する記事及び画像は、参加者等の個人情報が特定できないよう配慮すること。
- (12) 受注者は「港区職員のハラスメント防止等に関する要綱」を遵守すること。またハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (13) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (14) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (15) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (16) 開催場所の確保は受注者が行うこと。
- (17) 様々な感染症について、消毒、換気等の感染を防止するための対策を徹底するとともに、会場の収容人数については区と協議のうえ、決定すること。
- (18) オンラインによる講座については、参加者の肖像権や個人情報等に最大限配慮すること。

- (19) オンライン対応における必要な機材等は受注者が用意すること。
- (20) その他、本仕様書に明記されていない事項については、発注者と協議の上、決定すること。

9 著作権等

本業務について成果物が生じた場合の著作権は、発注者に帰属する。

10 報告書等提出先

港区赤坂地区総合支所協働推進課地区政策担当

11 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① ディーゼル規制に適合する自動車であること。
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車件査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

12 問合せ

港区赤坂地区総合支所協働推進課地区政策担当

電話：03-5413-7013 FAX：03-5413-2019

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置か

なければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。